

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月25日

【会社名】 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー
(General Electric Company)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント兼チーフ・コーポレート・セキュリ
ティー・アンド・ファイナンス・カウンセラー兼アソシエ
イト・セクレタリー
(Vice President, Chief Corporate, Securities and
Finance Counsel and Associate Secretary)
クリストフ・A・ペレイラ
(Christoph A. Pereira)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02210 マサチューセッツ州
ボストン ファーンズワース・ストリート41
(41 Farnsworth Street, Boston, Massachusetts 02210,
U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山 田 亨

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 03 3433 3939

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 一 雅
弁護士 小 菅 直 人

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

【電話番号】 03 3433 3939

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー記名式額面普通株式
(1株の額面0.06米ドル)の取得に係る新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
5,097,707.45米ドル(559,524,369.71円)(注2)(注3)
内訳は以下の通りである。
新株予約権証券(新株予約権)
0米ドル(0円)(注1)
5,097,707.45米ドル(559,524,369.71円)(注2)(注3)
新株予約権証券(制限付ストック・ユニット)
0米ドル(0円)(注1)
0米ドル(0円)(注2)(注3)
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の
払込金額の総額を合算した金額。
3 上記金額の詳細については、第一部証券情報を参照のこと。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 1 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」とは、文脈に応じ、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー又はゼネラル・エレクトリック・カンパニー並びにその子会社及び関係会社を指す。
- 2 別段の記載がある場合を除き、本書記載の「米ドル」、「ドル」又は「\$」はそれぞれアメリカ合衆国の法定通貨を指すものとする。2018年4月24日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場は1米ドル=109.76円であった。本書における米ドル金額の日本円への換算は、かかる換算率(本書中に別段の記載がある場合は当該換算率)によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。1ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。
- 3 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致するものではない。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月23日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じたので、本訂正届出書により下記の通り訂正するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報の(2) 法的手続以降において訂正・追記を要する箇所がありましたので、下記のとおり、訂正いたします。

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【追 完 情 報】

(2) 法的手続

< 訂正前 >

(2) 法的手続

当社が廃止した米国モーゲージ事業であるWMCを当事者とする訴訟は5件ある。これらの訴訟の相手方当事者は、証券化トラストの受託者又はその代理としての当事者である。訴訟の訴状及び反訴状にて多くが、契約違反、補償及び(又は)確認判決を主張して、特定履行(買戻し)及び(又は)損害賠償金を求めている。2013年第4四半期を皮切りに、WMCは和解を成立させ、特定の証券化についての訴訟リスクが軽減されており、ここで報告した債権額は、こうした和解の影響を反映している。

< 中略 >

環境問題 先の報告のとおり、2000年に、GEと米環境保護庁(以下「EPA」という。)はマサチューセッツ州フーサトニック川のポリ塩化ビフェニールの浄化に関する同意判決について合意した。2015年9月のEPAによる予定される最終的な改善決定を受けて、GEとEPAは、調停及び同意判決において企図された紛争解決プロセスの初期段階を実施した。2016年10月、EPAは、同意判決に従って最終的な決定を発行し、GE及びその他の複数の関係者は、その決定についてEPAの環境不服審査会(Environmental Appeals Board。以下「EAB」という。)に異議を申立てた。EABは2018年1月26日に判断を示し、EPAの決定の一部を認めつつ、GEにはその課題の特定の重要な要素について軽減を認めた。EABは、EPAがこうした要素に対処し、最終救済策を修正して再発行するよう差し戻した。この修正された最終救済はEABに上訴され、最終的に米国連邦巡回区控訴裁判所に上訴される可能性がある。全面的な救済は修正決定の上訴がなくなるまで実施されない。2017年12月31日の時点で、現在の事実及び状況の評価及びその防御に基づき、GEは、予想される最終救済策に関連する将来的な義務を担保するための適切な準備金が計上されていると認識している。

当社はSECの義務づけに従って以下の事項を報告し、政府が当事者である場合、並びに罰金が10万米ドル以上になる可能性がある場合、環境訴訟の情報を開示している。2018年1月、カリフォルニア州カーン郡は行政措置命令を出し、GE傘下のベイカー・ヒューズがカリフォルニア州タフトで間接保有する製造施設がプロセス安全管理規則に違反したとして罰金13万米ドルを提示した。

< 訂正後 >

2. 法的手続

当社が廃止した米国モーゲージ事業であるWMCを当事者とする訴訟は5件ある。これらの訴訟の相手方当事者は、証券化トラストの受託者又はその代理としての当事者である。訴訟の訴状及び反訴状にて多くが、契約違反、補償及び(又は)確認判決を主張して、特定履行(買戻し)及び(又は)損害賠償金を求めている。2013年第4四半期を皮切りに、WMCは和解を成立させ、特定の証券化についての訴訟リスクが軽減されており、ここで報告した債権額は、こうした和解の影響を反映している。

< 中略 >

環境問題 先の報告のとおり、2000年に、GEと米環境保護庁(以下「EPA」という。)はマサチューセッツ州フーサトニック川のポリ塩化ビフェニールの浄化に関する同意判決について合意した。2015年9月のEPAによる予定される最終的な改善決定を受けて、GEとEPAは、調停及び同意判決において企図された紛争解決プロセスの初期段階を実施した。2016年10月、EPAは、同意判決に従って最終的な決定を発行し、GE及びその他の複数の関係者は、その決定についてEPAの環境不服審査会(Environmental Appeals Board。以下「EAB」という。)に異議を申立てた。EABは2018年1月26日に判断を示し、EPAの決定の一部を認めつつ、GEにはその課題の特定の重要な要素について軽減を認めた。EABは、EPAがこうした要素に対処し、最終救済策を修正して再発行するよう差し戻した。この修正された最終救済はEABに上訴され、最終的に米国連邦巡回区控訴裁判所に上訴される可能性がある。全面的な救済は修正決定の上訴がなくなるまで実施されない。2017年12月31日の時点で、現在の事実及び状況の評価及びその防御に基づき、GEは、予想される最終救済策に関連する将来的な義務を担保するための適切な準備金が計上されていると認識している。

当社はSECの義務づけに従って以下の事項を報告し、政府が当事者である場合、並びに罰金が10万米ドル以上になる可能性がある場合、環境訴訟の情報を開示している。2018年1月、カリフォルニア州カーン郡は行政措置命令を出し、GE傘下のベイカー・ヒューズがカリフォルニア州タフトで間接保有する製造施設がプロセス安全管理規則に違反したとして罰金13万米ドルを提示した。

3. 本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書中には「事業等のリスク」及び将来に関する事項が記載されているが、当社の知る限り、これらの事項については、本有価証券届出書提出日現在においても変更はない。